

令和4年 第17回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年11月20日

議 題

議案第86号 選挙人名簿から抹消する者について

その他

次回開催日 令和4年12月1日（木）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和5年1月20日（金）10：00～ 区長応接室



議案第86号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消し、告示する。

令和4年11月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊見

1	抹消する者の数	394人
	内訳	
	死亡者	138人
	国籍喪失者	0人
	市外転出者	256人
	登録移転者	0人
	誤載者	0人
	一般誤載者	0人
	重複登録者	0人
	住民票職権消除者	0人
	判決の確定による者	0人
2	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3	抹消年月日	令和4年11月20日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	55	124	0	179
女	83	132	0	215
計	138	256	0	394